



令和5年 12月20日(水)  
(2023年)

No. 16045 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆生成AIの利用と著作権侵害罪……………(1)

# 生成AIの利用と著作権侵害罪

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

## 第1 はじめに

生成AIの急速な広まりに伴い、その著作権法上の問題点が議論されることが増えてきている。本年5月には内閣府が「AIと著作権の関係等について」と題する資料<sup>1</sup>を公開し、6月には文化庁が令和5年度著作権セミナーとして「AIと著作権」を開催し、その講義映像と講義資料が公開されている<sup>2</sup>。さらに7月26日に初会合が開催された文化庁長官の諮問機

関である文化審議会著作権分科会法制度小委員会はAIで生成された文章や画像などの扱いについて、著作権法等の改正に向けた検討に入っている<sup>3</sup>。

これらの議論における一つの論点が生成AIによる作品の生成や生成した作品の利用についての著作権侵害の成否である。なかでも複製権・翻案権侵害の要件として一般的に考えられている「依拠性」の要件を充足するかなど、客観的要件(「依拠性」が



## 令和4年版 職員録

編集・発行 国立印刷局  
2022年12月刊 A5判 上下巻/各14,960円(税込)

### 上巻 中央官庁等

2,522P 978-4-17-073501-6

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。

### 下巻 都道府県・市町村等

2,255P 978-4-17-073502-3

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。

## 法令全書

月刊

官報に掲載された法令(憲法改正・詔書・法律・政令・条約・省令・告示等)を月まとめて集録して、掲載事項毎に官報掲載日順・各官庁順に見やすく再編集。  
年12回/毎翌月25日 B5判 8,910円(税込)

編集・発行 国立印刷局

総目録 1年間(暦年)に交付された全法令の件名を収録。

毎年3月中旬刊 B5判 8,910円(税込)



ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>

客観的要件といえるのに疑義がないわけではないが<sup>4)</sup>をめぐり議論がなされることが多い。そして、民事上は主観的要件が問題となるのは不法行為(民法709条)に基づく損害賠償請求における故意・過失であるが、実務上も故意や過失が推認される間接事実を認定した上で、それらの間接事実からは故意がなかったとしても少なくとも過失があったことは認められるとして認容される事例が多いこともあり、いかなる場合に「故意」が認められるかについて厳密に議論されることは少ない。その結果、生成AIによる作品の生成や生成した作品の利用が客観的に著作権侵害に該当する場合に、AIの利用者、AIが生成した作品の利用者においていかなる場合に「故意」が認められるのかについても、あまり分析・検討はなされていない印象である。

しかし、以上の民事上の議論とは異なり、刑事においては著作権侵害罪には過失犯の処罰規定がないことから故意犯のみが処罰対象となっている<sup>5)</sup>。そのため、生成AIによる作品の生成や生成した作品の利用が刑事罰の対象となるかについては行為者に「故意」が認められるかが極めて重要な問題となる。すなわち、生成AIによる作品の生成が119条1項の著作権侵害罪に該当する場合は生成させる行為についての「故意」が、また生成した作品の利用についての同項の著作権侵害罪についても当該作品が著作権を侵害していることについての「故意」がそれぞれ認められるかが同罪の成否を分ける極めて重要な要件ということになる。

そこで本稿では、特に著作権侵害罪の成否という観点から、生成AIによる作品の生成、そして生成した作品の利用についていかなる場合に行為者に故意責任が認められるのかを検討することとする。

なお、生成AIの生成した作品の利用については113条1項2号に該当した場合の119条2項3号のみなし著作権侵害罪も問題となる余地がある。そこでは、113条1項2号の「情を知って」という要件も問題となりえるが、本要件は民事においては過失による不法行為の成立を否定し、また「情を知って」に該当しない場合について差止請求権の行使を制限するという意味を有すると考えられるが、刑事においては故意に収斂されると考えられることから、以下では「故意」に限定して議論を進めることとする<sup>6)</sup>。

## 第2 著作権侵害罪の主観的要件としての故意

### 1 前提～刑事法上の故意概念

#### (1) 未必の故意

刑事法上の「故意」については、犯罪事実についての認識・認容と捉えるいわゆる認容説が通説・判例とされている。例えば従犯(刑法62条1項)に関するものではあるが、Winny事件における最高裁決定<sup>7)</sup>においても「刑法62条1項の従犯とは、他人の犯罪に加功する意思をもって、有形、無形の方法によりこれを補助し、他人の犯罪を容易ならしむるものである…。すなわち、幫助犯は、他人の犯罪を容易ならしめる行為を、それと認識、認容しつつ行い、実際に正犯行為が行われることによって成立する。」としているところである。

そして、故意については、①望ましい結果を実現するために行われた「意図」の場合又は②望ましくないものの、その必然的結果としてこれを認容した場合の「確定的故意」に加えて、①結果の発生が可能で、これを「積極的に」認容した場合(=結果の発生を「かまわない」と思った場合)又は②結果の発生が可能で、これを「消極的に」認容した場合(=結果の発生を「仕方がない」と思った場合)の「未必の故意」が含まれるとされている。この認容説に対しては学説上の批判は多いものの、現在のところこれが実務上も定着している。例えば赃物故買罪の故意についての最高裁判決<sup>8)</sup>も、「赃物故買罪は赃物であることを知りながらこれを買受けることによつて成立するものであるが、その故意が成立する為めには必ずしも買受すべき物が赃物であることを確定的に知つて居ることを必要としない或は赃物であるかも知れないと思ひながらしかも敢てこれを買受ける意思(いわゆる未必の故意)があれば足りるものと解すべきである故にたとえ買受人が売渡人から赃物であることを明に告げられた事実が無くても苛くも買受物品の性質、数量、売渡人の属性態度等諸般の事情から「或は赃物ではないか」との疑を持ちながらこれを買受けた事実が認められれば赃物故買罪が成立するものと見て差支ない」とし

て未必の故意がある場合の故意犯の成立を認めている。

## (2) 法律の錯誤

刑法38条3項は「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。」と定めている。この規定の趣旨について判例は、大決大正15年2月22日刑集5巻97頁が「刑法第三十八條第三項ニ於テ法律ヲ知らサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得スト規定シタルハ犯罪ノ違法性ノ錯誤ハ犯意ヲ阻却セサルノ趣旨ヲ明ニシタルモノ」と、最判昭和25年11月28日刑集4巻12号2463頁が「所謂自然犯たると行政犯たるを問わず、犯意の成立に違法の認識を必要としないことは当裁判所の判例とするところである」と判示するように、故意犯の成立にとって違法性の意識は不要であるとの立場から、法解釈の誤りにより自己の行為を適法なものとして誤認していたといういわゆる法律の錯誤については故意を阻却しないとしている<sup>9</sup>。

以上を踏まえて著作権侵害罪における故意について検討する。

## 2 著作権侵害罪における故意の対象となる事実

### (1) 故意の対象となる客観的事実

著作権侵害罪の故意の内容としては、著作権の侵害に該当する客観的事実についての認識があれば足り、それが「著作権」というような権利を侵害しているということまでの認識を必要とするものではない、とするのが一般である<sup>10</sup>。

問題は、「著作権の侵害に該当する客観的事実」として具体的にいかなる事実を認識している必要があるかであるが、この点について、プログラムの著作物に関する著作権侵害罪の成否が問題となった事案において、以下のように判断した裁判例もある<sup>11</sup>。

①まず、プログラムの著作物の著作権侵害を処罰するためには、侵害の対象となっているものがコンピュータープログラムであるという認識だけではなく、個々のプログラムごとに

その具体的内容を他のプログラムと識別できる程度に認識していることが必要であると解すべきところ、被告人が販売譲渡したロムチップあるいはフロッピーディスクに記録されたプログラムに対する認識の程度は右程度に至っていないから、著作権侵害の故意がないという弁護人の主張に対し、「プログラムの認識の程度は、当該侵害の対象とされているものがプログラムであるとの認識があれば十分であり、さらに付加して個々のプログラムごとにその具体的内容を他のプログラムと識別できる程度に認識していることまでは不要であるというべきである」とした。

②また、本件起訴の対象となっているロムチップ、フロッピーディスク及びマニュアルは、被告人が、いずれもIBMが著作権者であることを知らずに販売したものであるから、著作権侵害の故意がないという弁護人の主張に対し、「著作権法119条1号により著作権を侵害した者を処罰するためには、行為者が当該著作物の権利者は具体的に誰かとの認識までは必要ではなく、権利者が存在するとの認識があれば足りると解すべきところ、前記一で認定した事実を総合すれば、被告人は、ロムチップ、フロッピーディスク及びマニュアルのいずれについても権利者の存在する著作物であると認識しつつ、本件の各相手方に販売したものであると認めるのが相当である」とした。

この裁判例からすると、著作物、すなわち思想又は感情を創作的に表現したもの(2条1項1号)に該当するという評価を受ける対象物を認識していること、それについて(権利者が誰かとの認識は不要であるが)権利者が存在するとの認識があること、そして支分権侵害であれば何らかの支分権の侵害に対する自身の行為を認識していることが必要と考えられるところである。

また、上述の未必の故意を前提とすれば、これらの認識は未必的なもので足りると共に、上述の法律の錯誤を前提とすれば、自分が認識している作品が著作物には該当しない

と思っていた、自分の利用行為は同一性・類似性を欠くから複製権(21条)・翻案権(28条)に該当しないと思っていた、適法な引用(32条1項)に該当するので著作権侵害にあたらないと考えていた、といった場合において、これらが全て法的には誤りであればいずれも故意は阻却されず刑事責任を免れないということになる。

## (2) 犯罪成立を阻却する事由と客観的構成要件

上述した「何らかの支分権の侵害に対する自身の行為」については、犯罪成立を阻却する事由のうち、いずれが故意の対象となる客観的構成要件なのか、それには該当しない違法性阻却事由又は処罰阻却事由なのかが問題となる。

著作権侵害罪の成立を阻却する事由として著作権法は以下のものを定めている。

- ①利用された著作物が著作権の対象とならない、あるいは著作権法による保護を受けないものである場合
- ②著作権の保護期間が満了している場合
- ③相続人の不存在等の理由により著作権が消滅している場合(62条1項)。
- ④著作権者から正当な権利を得て利用行為が行われる場合
- ⑤文化庁長官の裁定に基づき利用行為が行われる場合(67条ないし70条)

これらについて、消極的構成要件とするものの<sup>12</sup>、消極的構成要件である場合と違法性阻却事由である場合があるとするもの<sup>13</sup>があり、構成要件該当性阻却事由の場合、違法性阻却事由の場合と共に処罰阻却事由の場合もあるとし、故意の対象となる著作権侵害の罪の客観的構成要件を以下のように整理するのが私見である<sup>14</sup>。

ア 「著作物」を利用したこと

イ 「利用」行為が支分権に該当すること

ウ 「著作物」の「利用」行為が以下の「法定の除外事由」に該当しないこと

(ア) 著作物が13条各号に該当しないこと

(イ) 著作権者が62条1項に該当しないこと

そもそも故意の対象となる客観的構成要件が

著作権侵害罪の成否において極めて重要な問題ではあるものの、本稿では字数的にこの点の検討は割愛せざるを得ない。そこで以下では、アとイの点に絞った上で論を進めることとする。

## 第3 生成AIの利用と著作権侵害罪の成否

### 1 生成AIの利用と著作権侵害罪の客観的要件

生成AIと著作権については、①生成AIの開発・学習段階と②生成AIの生成・生成物の利用段階に分けて議論をするのが一般的である。

#### (1) 生成AIの開発・学習段階

生成AIの開発・学習段階において、学習用のデータとして著作物を収集・複製することについては、30条の4により著作権侵害にはならないと考えられている。立法者は同条2号の「情報解析・・・の用に供する場合」に該当すると考えていたようであるが<sup>15</sup>、何号に該当するかはさておき、各号の規定は例示に過ぎないとして端的に同条の柱書の「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当するとする余地もあると考えられる。いずれにせよ、同条の但し書きにいう「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当しない限り、生成AIの開発・学習段階における著作物の利用については著作権侵害の客観的要件を充足しないということになる。

#### (2) 生成AIの生成・利用段階

生成AIによる作品の生成及び生成された作品の利用段階について、学習した作品と生成した作品について複製権・翻案権侵害の要件とされている同一性・類似性と依拠性の要件を満たすと著作権侵害となるという説明が一般的になされている。

学習した作品と生成した作品の同一性・類似性は生成した作品から学習した作品の本質的特徴を直接感得することができるかという観点から判断がなされることになるが、問題は依拠性であり、生成AIの作品の生成について、いかなる場合に依拠性が認められるかという問題に

についてはまだ議論が尽くされていない印象である<sup>16</sup>。

そもそも著作権法上は「複製」の定義は「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」(2条1項15号)とされており、この条文からすれば客観的に同一性・類似性のある作品を作れば複製権、そして翻案権侵害の要件は充足すると考えてもよいところである。にもかかわらず、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件判決<sup>17</sup>以降、複製権及び翻案権侵害の要件はこの条文上の定義を離れて、依拠性がない場合は成立しないこととされている。

それは、依拠せず、すなわち独自に創作活動を行ったにもかかわらず、たまたま他人の著作物と同一性・類似性のある作品を創作してしまった、つまり(当然のことながら過去に自分が触れた多くの作品の影響を受けたという事実を踏まえつつも、いわば)無から有を生み出したという場合に、著作権侵害の責任を負うことになるのでは創作活動が委縮し、文化の発展が妨げられることとなって不当であるという配慮があるものと考えられる。その意味では、本来的に「依拠性」の要件自体は複製権・翻案権侵害の積極的な要件というより、「依拠していないこと」(すなわち独自に創作活動を行ったこと)がその成立を否定するという趣旨の消極的要件と理解すべきものである。

そして、生成AIによる生成活動については、基本的にAIは学習した作品を基にして作品を生成するものであり、「無から有を生み出す」というものではないことに加え、その生成した作品が(当該AIが学習をしたか否かを問わず)他の著作物と同一性・類似性があり、それにより生成AIに作品を生成させた者が著作権侵害の責任を持ったとしても、生成AI自体は粛々と作品を生成し続けるだけのことでありその活動が委縮などすることはない。また、そのような生成AIの利用行為は委縮する可能性はあるが、人間の創作活動自体が委縮するということもないと考えられる。このようなことからすると、果たして生成AIによる作品の生成活動について依拠性

という要件が必要なかが疑問になるというべきであろう。生成AIの利用行為についても依拠性を必要とすべきかどうか、また必要としたうえで依拠性を認め余地があるか、いかなる場合に認めるべきかは、生成AIの利用行為が委縮することにより「文化の発展」が妨げられるのか、著作権法上生成AIの利用行為を「文化の発展」のためにどこまで保護するのかという問題に帰着するになると考えられる。

私見としては生成AIの活動自体は著作権法が予定する文化の発展とは直接関係がなく、むしろいわゆる産業財産権として保護すべきものではないかという感が否めない。その意味からも、そもそも依拠性の要件は問題とする余地はなく、同一性・類似性さえ認められれば、著作物を「有形的に複製」したものとして複製権、そして翻案権侵害の客観的要件は充足すると考える。

## 2 生成AIの利用と著作権侵害罪の主観的要件

上記1(1)の生成AIの開発・学習段階については著作権侵害罪の客観的要件を充足しないので主観的要件が問題となる余地はない。問題となるのは上記1(2)の生成AIの生成・利用段階ということになる。以下、生成段階と生成物の利用段階に分けて検討する。

### (1) 生成AIの生成段階

生成AIが生成した作品についての著作権侵害罪の客観的要件は、上述したとおり生成した作品が他人の著作物と同一性・類似性があったことである。私見では前述したとおり依拠性は問題とならないが、主観的要件として故意があることが必要であり、ここでは故意とは生成AIが生成した作品が他人の著作物と同一性・類似性があることについての認識・認容ということになる。

第1、2(1)で上述したことからすると、著作物、すなわち思想又は感情を創作的に表現したもの(2条1項1号)に該当するという評価を受ける対象物を認識していること、それについて権利者が誰かとの認識は不要であるが、権利者が存在するとの認識があること、そして支分権侵害であれば何らかの支分権の侵害に対する自身の行為を認識していることが必要と考えられ、また未必

の故意を前提とすれば、これらの認識は未必的なもので足りると共に、上述の法律の錯誤を前提とすれば、自分が認識している作品が著作物には該当しないと思っていた、自分の利用行為は同一性・類似性を欠くから複製権(21条)・翻案権(28条)に該当しないと思っていた、適法な引用(32条1項)に該当するので著作権侵害にあたらないと考えていた、といった場合において、これらが全て法的には誤りであればいずれも故意は阻却されず刑事責任を免れないということになる。

逆にいうと、侵害したとされる作品について未必的な認識・認容すらない場合は、その結果権利者が存在することについての未必的な認識・認容もないということになるであろう。また、このように侵害したとされる作品についての未必的な認識・認容すらない以上、生成AIが他人の著作物と同一性・類似性がある作品を生成したということについての認識・認容の前提も欠くということになるであろう。

このように考えると、生成AIの利用行為について複製権・翻案権の侵害による著作権侵害罪の主観的要件が充足されるのは、生成AIが生成した作品を確認し、当該作品が他人の著作物と同一性・類似性があるという点について認識した場合ということになる。しかし、この結論には重大な疑問がある。というのは、著作権侵害罪の客観的構成要件は生成AIが作品を生成した段階で既に充足し、客観的には複製権・翻案権侵害の結果が発生している以上、刑事法的には既遂になっているからである。すなわち、複製権・翻案権侵害を理由とする著作権侵害罪の客観的要件である実行行為は、生成AIに作品を生成させることであるが、作品を生成させる段階ではいかなる作品が生成されるかはわからない以上、主観的要件である故意を充足する余地はないということにならざるを得ない。こう考えると、生成AIに作品を生成させる行為が著作権侵害罪の主観的要件である故意を充足するのは、あらかじめ他人の著作物と類似した作品を生成させようとの意図の下に生成AIに作品を生成させた場合のような、極めて例外的な事案に限られるということになる<sup>18</sup>。

なお、このような場合であっても、私的使用目

的で行われた場合には著作権侵害の成立は(私見では違法性阻却事由に該当するため)否定されることになる。

## (2) 生成AIの生成物の利用段階

生成AIが生成した作品の利用については、利用態様に応じた支分権(頒布についての譲渡権・貸与権・頒布権や演奏についての演奏権、上映について上映権、配信についての公衆送信権など)の侵害の成否が問題となる。

生成AIが生成した作品が他人の著作物と同一性・類似性があったという場合、それを意図していたという例外的な場合を除けば、生成AIがいかなる作品を生成するかは事前にはわからない以上、生成させるという実行行為の時点で著作権侵害罪の主観的要件である故意が認められる余地がないことは上述のとおりである。しかし、生成された後は、他人の著作物と同一性・類似性があるという評価を受ける当該生成作品を認識・認容することはあり得ることになる。そして、かかる認識・認容の下に利用行為に及んだ場合には、仮に生成行為自体が複製権・翻案権侵害に該当しなかったとしても、利用行為に応じた支分権侵害について主観的要件である故意も認められることになると考えられる。

## 第4 おわりに

生成AIの利用における著作権侵害罪の要件について、故意に着目して試論を述べたが、やはり客観的要件について議論が詰め切れていない点が多く、故意における認識・認容の対象となる事実が何かを確定することも困難という面がある。

また、本稿では割愛せざるを得なかったが、生成AIの利用が著作権侵害罪に該当する場合に、当該生成AIを提供した者の刑事責任(幫助犯の成否)も問題になり得るところである。この点については、ファイル交換ソフトであるWinny事件において、Winny自体が価値中立的なものであることを前提にその幫助犯の故意について論じた最高裁決定<sup>19</sup>があるが、生成AIが既存の著作物と同一性・類似性のある作品を生成する蓋然性如何によって、Winnyのように価値中立的なものとは評価でき、幫助犯の故意としても

当該判決が掲げたのと同様のものが要求されるのか  
が左右されることになると思われる。この点では生  
成AI全般について一律に理解されるというよりも、  
生成AIごとの個別事情によっても変わってくるこ  
ろではないかと思われる。

いずれにせよ、生成AIの利用をめぐる著作権侵害  
罪の成否については主観的要件、特に故意という観  
点からさらに分析・検討がなされることが必要と考  
えられる。

<sup>1</sup> [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_team/3kai/shiryo.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_team/3kai/shiryo.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/93903601.html>

<sup>3</sup> 本稿執筆時点で11月20日に第4回会合が開催されて  
いる。

<sup>4</sup> 拙稿「複製権侵害における依拠性の要件」本誌1466  
号

<sup>5</sup> 刑法38条1項は「罪を犯す意思がない行為は、罰し  
ない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この  
限りでない。」と定めているところ、著作権法には罪  
を犯す意思、すなわち故意がない(過失による)行為  
を処罰する旨の「特別の規定」は設けられていない。

<sup>6</sup> 著作権法に関するものではないが、売春防止法13条  
1項の「情を知って」という要件について、「同項に  
規定する建物等の提供を受ける者が売春を行う場所を  
提供することを業とし、かつ、右建物等をその業のた  
めに使用するものであることにつき、確定的な認識  
を有することまでは必要でない」と解するのが相当  
であるとした判例(最判昭和61年10月1日刑集40巻6  
号477頁)など、判例上も「故意」と同様の判断がなされ  
ている。

<sup>7</sup> 最決平成23年12月19日刑集65巻9号1380頁

<sup>8</sup> 最判昭和23年3月16日刑集2巻3号227頁

<sup>9</sup> 最判昭和32年10月18日刑集11巻10号2663頁も、刑法  
38条3項ただし書について、「自己の行為が刑罰法令  
により処罰されるべきことを知らず、これがためその  
行為の違法であることを意識しなかつたにかかわらず、  
それが故意犯として処罰される場合において、右違法  
の意識を欠くことにつき勘酌または宥恕すべき事由が  
あるときは、刑の減輕をなし得べきことを認めたもの

と解するを相当とする。従つて自己の行為に適用され  
る具体的な刑罰法令の規定ないし法定刑の寛厳の程度  
を知らなかつたとしても、その行為の違法であることを  
意識している場合は、故意の成否につき同項本文の  
規定をまつまでもなく、また前記のような事由による  
科刑上の寛典を考慮する余地はあり得ないのであるか  
ら、同項但書により刑の減輕をなし得べきものでない  
ことはいうまでもない」と判示している。

<sup>10</sup> 伊藤栄樹・小野慶二・宗子邦男編「注釈特別刑法第  
4巻労働法・文教法編」立花書房(1985年)43頁等

<sup>11</sup> 東京地判昭和63年3月23日判時1284号155頁

<sup>12</sup> 平野龍一・佐々木史朗・藤永幸治編「注解特別刑法  
4経済編[第2版]」青林書院(1991年)著作権法(板  
東久美子執筆)43頁は、「侵害」の定義を「簡単にいうと、  
法令で定められている場合を除き、権限なしにすなわ  
ち権利者に無断で権利の内容となるべき行為を行うこ  
とである。」とし、また「著作権侵害」の定義を「著作  
権の制限規定(第二章第三節第五款)に該当する場合  
または文化庁長官の裁定(第二章第八節)を受けた場  
合を除き、著作権者の許諾を得ずに、または許諾の範  
囲を超えて二一条~二八条に規定する著作権の内容と  
なるべき行為をすることである」(同45頁)としている。

<sup>13</sup> 安西温「特別刑法6経済・無体財産・国税等」警察  
時報社(1986年)274頁は「著作(財産)権も、私益  
と公益の調和、むしろ公益の優先という見地から、そ  
の排他的な利用権限に相当な制限が加えられている。  
著作権の制限として本法30条以下にその規定があるが、  
これらは、一面において、個々の著作権を一見侵害す  
るようでありながら著作権侵害の違法性を阻却し、犯  
罪を成立させない法定の除外事由でもある。」として  
いる。

<sup>14</sup> 拙稿「著作権侵害の罪の客観的構成要件」島大法学  
54号(2010年)117頁以下。なお当該拙稿ではでは以  
上に加えて「利用者が30条1項に定める私的使用の目  
的をもって自ら著作物の複製を行った者に該当しない  
こと」も掲げていたが、その後の法改正によりいわゆる  
私的違法ダウンロードについての罰則(119条3項)  
が設けられたことから、構成要件該当性阻却事由から  
は除外している。

<sup>15</sup> 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進  
展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考  
え方」(2019(令和元)年10月24日)10頁では「旧第

47条の7においては「情報解析」を「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うこと」と定義されていたところ、時代の変化に応じて様々な解析が想定し得る状況となっていることを踏まえ、情報解析の定義のうち「統計的な」との限定を削除している。これにより、例えば、深層学習(ディープラーニング)の方法による人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録するような場合も権利制限の対象となるものと考えられる」としている。

16 上記注2の文化庁の資料においても、依拠性については「今後の検討課題」として、「AI利用者が既存の著作物を認識しており、AIを利用してこれに類似したものを生成させた場合は、依拠性が認められると考えてよいのではないか」、「AI利用者が、Image to Image(i2i)で既存著作物を入力した場合は、依拠性が認め

られると考えてよいのではないか」、「特定のクリエイターの作品を集中的に学習させたAIを用いた場合と、そのような集中的な学習を行っていないAIを用いた場合とで、依拠性の考え方に違いは生じるか」といった点が列挙されているにとどまる。

17 最判昭和53年9月7日民集32巻6号1145頁

18 そのような意図の下に生成させたが結果的に同一性・類似性のない作品が生成されたという場合、そもそもそのような作品が生成される可能性がないような生成AIであればいわゆる不能犯ということになるかもしれないが、可能性があったとしても実行行為を行いつつ複製権・翻案権侵害の結果が発生しなかった場合として未遂犯となるが、著作権法上は未遂犯を処罰する規定はないので結果として犯罪不成立となる。

19 最決平成23年12月19日刑集65巻9号1380頁

—おわり—



現代産業選書 知的財産実務シリーズ

## 意匠のQ&A

弁理士 吉田 親司 (著)

A 5判 620頁 定価:6,600円(本体6,000円+税10%) 978-4-8065-3085-5

◆令和元年改正の意匠登録制度の実務を解説した決定版的一冊!

◆元特許庁審査長、審判長として、また弁理士として意匠の実務に長年従事した著者が詳解

令和元年に意匠法は、多岐に亘る改正を行いました。具体的には、物品の意匠に新たに建築物の意匠、内装の意匠、画像の意匠が加わりました。また、企業の経営戦略に寄与するブランドの確立が重視されてきていることから関連意匠制度が強化されました。

そこで、本書は、新しい意匠法の全体像をQ&A方式でわかりやすく理解していただければとの著者の思いから出版されました。

@chosakai\_info

刊行物・セミナー等の情報を発信中。

オンラインによるご注文も承っております。

経済産業調査会 刊行物

検索

一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9  
TEL 03-3535-4882 FAX03-3535-4884